

令和3年

第3回市議会定例会 議案第15号

令和2(2020)年度函館市公共下水道事業会計剰余金の
処分について

地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第32条第2項の規定
により、令和2(2020)年度函館市公共下水道事業会計で生じた剰
余金を下記のとおり処分することについて、議会の議決を求める。

令和3年9月1日提出

函館市長 工藤 壽 樹

記

令和2(2020)年度函館市公共下水道事業剰余金処分計算書

	資本金	資本剰余金	未処分利益剰余金
当年度末残高	円 5,339,151,164	円 1,288,334,212	円 3,203,982,612
議会の議決による処分数額	1,062,298,957		△1,062,298,957
資本金への組入れ	1,062,298,957		△1,062,298,957
条例第7条による処分数額			
処分後残高	6,401,450,121	1,288,334,212	(繰越利益剰余金) 2,141,683,655

(注) 表中の「条例」は函館市公営企業の設置等に関する条例(昭和41年函館市条例第51号)
を指す。

(根拠規定)

地方公営企業法第32条第2項